

くぬぎ山地区自然再生協議会 運営委員会 議事要旨

日時 平成 18 年 11 月 29 日(水)

17 時 15 分 ~ 18 時 45 分

場所 所沢市役所 7 階 第 1 研修室

1 出席者

勅使河原彰(委員長)、足立圭子、飯田芳男、佐藤昇、横山三枝子、埼玉県、所沢市、狭山市、三芳町 計 9 名 平岡委員、横山進委員、川越市委員欠席、オブザーバー: 鬼頭委員

2 開催趣旨

・地権者の会との調整状況について報告を受け、運営委員会の中で次回の協議会等、今後の対応について検討していきたいという趣旨で、勅使河原委員長が招集・開催した。

3 議事

(1) 地権者の会との調整状況について

・県委員から、地権者の会からの要望書及びそれに対する回答の内容について説明があった。なお、現在は地権者の会が県からの回答書に対する回答書を作成中とのこと。

(2) 第 10 回くぬぎ山地区自然再生協議会について

・勅使河原委員長の提案により、第 10 回協議会は 12 月の開催を見合わせ、脱会届を提出した委員の意向や、地権者の会から県への回答等の状況を確認した上で、次回の運営委員会で日程を決めることとなった。

・次回の運営委員会は平成 18 年 12 月 16 日(土)の夕方(時間未定)に開催することとなった。

主な意見

・代表の横山氏とはこれまで 3 度話し合いを行った。地権者の会は、要望の と に対する回答に納得がいかないようだ。また、協議会は環境保護団体よりで、地権者の真意が伝わっていないことに不満を感じているようだ。(勅使河原委員長)

・県からの回答書は地権者の会全員(95人)に配ってほしいとお願いした。(勅使河原委員長)

・県の回答はかなり踏み込んだものであり、素晴らしい回答だと思う。(足立委員)

・地権者からは話を聞いてほしいと言われる。(所沢市)

・地権者の会の会員以外には、指定を望んでいる人もいないのか。(狭山市)

・地権者の会に属していない人たちの意向も聞く必要がある。(県)

(3) その他

・勅使河原委員長が別添「くぬぎ山地区自然再生事業実施計画書」を配布。次回の運営委員会までに、それぞれ内容を確認した上で協議することとなった。

・県委員から、平成 18 年 11 月 20 日の埼玉新聞の記事で事実と違う記載があったことについて、埼玉新聞に抗議したとの報告があった。

くぬぎ山地区自然再生協議会 運営委員会 議事要旨

日 時 平成 18 年 12 月 16 日(土)

16 時 15 分 ~ 18 時

場 所 狭山市農村環境改善センター

1 出席者

勅使河原彰(委員長)、足立圭子、飯田芳男、佐藤昇、横山三枝子、埼玉県(代理:稲葉副課長)、所沢市、狭山市、三芳町 計9名 平岡委員、横山進委員、川越市欠席、
オブザーバー:鬼頭委員

2 議事

(1)地権者の会との調整状況について

< 概要 >

勅使河原委員長から、12月11日に地権者の会の代表である横山氏等と話し合いを行った結果について報告があった。地権者の考えは以下のとおり。

- ・このままだと地権者無視で進んでしまうので、9月15日の要望書はやむを得ず出した。
- ・特別緑地保全地区に指定されると、自由に土地の処分ができなくなってしまう。そこで、指定前に懸念を払拭したいが、それができないならば、認められない。
- ・協議会は農家の意見が反映されず、保護団体優先で進んでしまう。準備会の時からそうである。多数決ではない枠組みにすべき。
- ・最終的に責任を持たねばならないのはここを離れられない地権者である。
- ・農用林と言えば口当たりはいいが、これが農家の意見だということで集約されても、現在山は不可欠なものではないし、農家を縛るだけだ。現実を踏まえてほしい。
- ・県と市で買入れ後の土地の管理主体など肝心なことが決まっていないうだ。それが決まる前に指定というのは困る。

県から、地権者の会との調整状況について、以下のとおり報告があった。

- ・県からの回答に対する回答は正式にはもらっていないが、地権者の主張としては、買取の保証が具体的でないこと、沿道の土地を除いてもらえないこと、の2点が不満であり、県の回答には納得できないとのこと。
- ・正式な回答は年内にもらいたい。
- ・価格(3万円/㎡)については難しいことは承知しているようだが、あえてH15の要望にこだわっているという説明は受けている。
- ・地権者のことは放っておいてほしいという印象を受けた。
- ・協議会については、地権者と行政で話し合いをし、活動フィールドが固まったら再開すべきであり、このまま続けてもダメという意見をもらった。

< 主な意見等 >

(勅使河原委員長)

- ・協議を進めながら枠組みを変えていくべき。運営委員会のメンバーを見直す(地権者を増やす)ことが一番具体性がある。
 - ・公有地化だけではこの事業は進まない。自然再生事業が将来的に地元にもメリットをもたらすことを具体的に示していけば、地権者も話せば理解してくれると思う。
 - ・地権者は実施計画が頭越しに提案されたことに反発を感じているということなので、撤回したい。なお、実施計画書の趣旨を今後はきちっと説明をして理解を得ていきたい。
 - ・(H17.1月の県市町間の覚書を配布)
- このような覚書があるとは知らなかった。なぜ協議会で示さなかったのか。行政の枠組みを示さないとかけ離れた議論になってしまう。昨年1年間の議論は無駄であったということだ。
- ・行政間で何がネックか、どこまで議論が進んでいるかをはっきりしてほしい。
 - ・管理主体は最も肝心なことであり、最初に決めておくべき事。それが決まらないと進まない。地権者も不安であり、懸念事項を早く払拭してほしい。

(足立委員)

- ・県が会長と情報を共有し、早く動かしてほしい。

(飯田委員)

- ・地権者は自然再生には反対ではないようだ。

(佐藤委員)

- ・地権者の意見も様々であり、意見を集約するのは難しい。いったん特別緑地保全地区の指定も含めて全て白紙にしてはどうか。

勅使河原委員長、足立委員、飯田委員、横山三枝子委員から一斉に反対の声あり。

(県)

- ・地権者の調整と県・市のやりとりは両にらみだが、地権者の最大の要望である金額面が解決しないと前に進まない。
- ・県と市では現在細かい内容について詰めているところ。

< オブザーバー鬼頭委員からの参考意見 >

- ・農家はよく理解していないまま議論が進んでしまうことに不安を感じている。
- ・他の自然再生協議会、例えば釧路湿原自然再生協議会では多数決は行っていない。
- ・地権者は協議会の様な場所で意見を述べるのには慣れていない。地権者の意見をうまく吸い上げるような形にした方がよい。

(2) 今後の協議会の進め方について

勅使河原委員長から、地権者の意見を反映させるため、運営委員会のメンバーを見直す(地権者の委員を増やす)ことと、勅使河原委員長が作成した実施計画(案)を撤回にすることが提案され、了承された。

運営委員会のメンバーについては、協議会三役で協議することとなった。

3 今後の予定

- ・次回の協議会を1月28日(日)13:30~(場所未定)に開催し、状況説明等を行う。
- ・協議会までもう一度運営委員会を開催する。(日時未定)